

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

労基法の休業補償は所得税非課税 休業手当は給与所得として課税対象

給与所得者は、その勤務先から通常支給される給与と賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種手当の支給を受ける場合がある。例えば、就業中に交通事故などで怪我をした場合は、労働者の療養中平均賃金の 100 分の 60 の「休業補償」が使用者から支給される。

「休業補償」の支給を受けた場合は、給与計算のときに所得税に注意する必要がある。

労働者が業務上の負傷等により休業した場合、労働者に重大な過失がなければ労働基準法の規定に基づき「休業補償」が支給される。この「休業補償」は、所得税法の規定により所得税は非課税となる。したがって、労働の対価として支給される「賃金」と「休業補償」を合算して所得税の計算をしないように注意しなければならない。

ちなみに、休業補償以外に治療費等を補償する「療養補償」や、身体に障害が残ってしまった場合などの補償として支給される「障害補償」なども非課税所得となる。

ただし、同じ「休業」でも使用者に故意過失等がなく、経営上の障害により休業する場合は労働基準法の規定に基づき「休業手当」が支給されるが、これは給与所得として課税対象になる。「休業前の給与」と「休業中の休業手当」は実質的に同じものだから、同じ所得税が課されるわけだ。

「休業補償」と「休業手当」の所得税の取扱いには十分留意したい。

東北圏オンリーワン企業紹介HP 広域地方計画「東北圏7県」に期待

東北圏7県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）とは平成 17 年に制定された国土形成計画法に登場した国の公式用語。これは都道府県等が適切に役割分担しながら、相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」のブロック単位の区域。中心で取り仕切るのが（公益財団）東北活性化研究センター（事務局：仙台市）で、ここから第 2 回目となる「東北圏社会経済白書」が刊行された。活性研は、旧「東北 6 県」のうち被災 3 県（岩手・宮城・福島）の復興を旗印に震災の翌年（平成 24 年）に発足した。地域・産業活性化を手がける本格的な地域シンクタンクを目指す。東北圏は震災前から人口、県内総生産など社会経済の主要指標について、全国比較で劣り、震災後さらに経年変化で低迷したままだ。2014 年版の同白書は東北の現状、特徴を明らかにするがモノ・雇用・販路とも企業活動は困難だ。

そんな中で活性研は一回目の白書で、東北の地場企業が今後発展していくためには「オンリーワンの製品・技術」や地域資源などを活用した「独創的な事業展開」が重要と指摘した。企業紹介のHPページの開設を生み明るい話題を提供している。7 県の製造業中心に掲載企業数 102 社。その企業の特徴と独自技術、今後の新事業・新商品開発可能性などについて独自の手法で図示し企業間の連携やマッチング、イノベーション、マーケティングを促すのが目的。



弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。